

民間資金等活用事業推進委員会総合部会
第2回PFI事業実施プロセスに関するWG（概要）

日時：平成20年5月2日（金）13：00～15：15

会場：中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室

出席者：山内座長、高橋委員、前田委員、宮本委員、
伊藤（陽）専門委員、岩崎専門委員、小林専門委員、
土屋専門委員、光多専門委員、美原専門委員、野城専門委員

事務局：赤井民間資金等活用事業推進室長、町田参事官、後藤補佐

議事概要：

事務局より、松本俊彦専門委員、三井清専門委員が3月末に辞任されたことに伴い、新たに4月1日付で今道健氏、岩崎正義氏が専門委員に任命され、両専門委員とも希望によりWGに参加されることになった旨説明。

- (1) 標準契約書モデル及びその解説（案）について
- (2) 要求水準書作成指針について

事務局より、資料1～7に基づき説明。

まず事務局から、資料1～5に沿って、「状況変化に対応した柔軟なサービス内容・サービス価格の変更」「任意解除」「中立的な第三者による紛争解決」「法令変更」「モニタリング・支払メカニズム」に関する標準契約書モデル及びその解説（案）について説明がなされた。続いて事務局から資料6，7に沿って「要求水準書作成指針（案）」についての説明がなされた。委員からの主要な意見の概要は以下の通り。

全般について

- ・事業類型により影響する要素や答えは変わりうる。全体像を示して、そのうちの部分が議論されているのかといったことを示したらわかりやすいのではないかな。
- ・理論の整合性やイギリス、フランスの事例を踏まえて細かい議論をし、精緻な成果物を目指し過ぎると、逆に使いづらくなり、PFI離れが進んでしまう懸念がある。まずは100点中70点、80点の出来のものをつくり、実務の中でフィードバックしていくことを考えるべき。
- ・標準契約モデルを作成するに当たって2つ方針を立ててはどうか。あくまでも今後バージョンアップされていくものであるということ。標準契約モデルの本文そのものは簡素な形にして、解説編は検討した事柄が階層的、モジュール的に整理されているという形にするべきということ。
- ・運用においては実務的に重要なところは、ある程度はっきり書いた方がいい。また、実務的に重要である理由も記すべき。
- ・市場化テストでもPFIでも、官と民とのコミュニケーションの際、官の方がコミュニケーションが非常に下手。発注者と受注者とがコミュニケーションを取っていかねばいけないということを強調する必要がある。

状況変化に対応した柔軟なサービス内容・サービス価格の変更について

- ・そもそも元の契約書が変更に対応できるようなものでないといけない。後に変更することも踏まえた上で元の契約書をつくることが重要。
- ・変更には例えば、最終的にバリュー・フォー・マネーをより上げるといった、前向きな変更もありうる。何のために変更をするのかという点について少し整理した方がいい。
- ・英国の SoPC4 で一番重要視しているのは、スモールスケール、ミディアムスケール、ラージスケールと仕分けした価格のバリデーションである。しかし、この案では価格のバリデーションを明確にしていけないのでわかりにくい。
- ・企業会計では来年度から四半期決算が導入され、工事進行基準が原則になっており、契約金額をタイムリーに把握していく必要がある。この観点からいつでも価格の変更について受注者側から申し出られるようにしてほしい。企業会計のタイムリー・ディスクロージャーの観点からはかなり急いでいる。スタンスが以前とかなり変わってきている。

任意解除について

- ・資料 2 の 1 ページの下から 2 ページにかけて、「解除時に支払われるべき補償の額を発注者の債務不履行時の補償額と同額とすべきである」と記載されているが、この意味が少し分かりにくい。また、「契約期間中の得べかりし利益までは入らないと考えている」との意見もあるが、この「得べかりし利益」をどの辺まで考えるべきかが非常に大きな問題。
- ・任意解除については、4 ページ目の「その他の留意点」で委託先の支払い云々が決まらなければ何もできないとあるが、おかしいと思う。実務では契約解除を考えると、全体の戦略手順を考えながら、一番重要なところからやっていくもの。

中立的な第三者による紛争解決について

- ・協議が整わない場合についてどうするのかをどこまで記載すべきなのか。例えば日本の場合には、商事仲裁協会などに選任を依頼することが考えられると書いてあるが、この辺りどこまで書くべきなのかは難しい。
- ・日本の文書はビジネス・コンフリクトを記載しないことが多いが、明確に書くべき。裁定人も仲裁人もそのときどきにビジネス・コンフリクトがあるかチェックするはず。こういう観点を、日本でも入れるべき。
- ・7 ページ目の紛争解決方法について、全体のスキームを書いた方がいい。紛争の属性に応じて仕分けすることが国際私法上の原則ではないかと思う。
- ・調停仲裁の場の作り方と補償の在り方。この 2 つが一番重要。パーフェクトでなくともよいが、方向を出すことは必要。

法令変更について

- ・例えば今回の地方財政健全化法というのは法令変更の中に入るのかなど、法令変更と発注者の任意解除はその境目が非常にあいまいである。
- ・法令変更の在り方については英国でも詳細にかつ慎重に定義を仕分けされている。日本でも同じような考え方が必要だと思う。もう少し詳しく書いた方がわかりやすいだろう。

要求水準書作成指針について

・日本の要求水準書には、サービスの水準そのものについては規定されているが、そのサービスが壊れたときにどういう条件で回復するかという点についてはあまり書かれていない。そこまで示して、初めてサービスの性能発注になると思う。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681